

十分な知見を有する者について

1. 定期点検について

専門点検（簡易点検により、漏えい又は故障等を確認した場合に、可能な限り速やかに実施することとされている。）及び定期点検については、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこととされている。

ここで、十分な知見を有する者に求められる具体的な知識は、表 1 に示す専門点検・定期点検に関する基準について対応した、表 2 に示すものである。

表 1 専門点検・定期点検の基準

点検の種類	基準の内容
専門点検	✓直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査
定期点検	✓管理する第一種特定製品からの異常音の有無についての検査 ✓管理する第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査 ✓直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査

※直接法：発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からの漏えいを検知する方法をいう。

※間接法：蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法をいう。

表 2 定期点検時に必要となる知識の主な内容

項 目	主 な 内 容
冷凍空調の基礎	✓ 冷凍、空調基礎用語（例：過熱度、過冷却、高圧、低圧、飽和圧力、冷凍効果エンタルピ、成績係数・常用圧力等） ✓ p－h 線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力（耐圧、設計、運転、ゲージ、気密試験、漏れ試験）、潤滑油の物性、運転制御に関する知識など
使用機器の構造・機能	✓ 圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管	✓ 配管設計（温度、振動、腐食環境）、配管施工技能（加工・工具類取扱）、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業 ✓ 冷媒系統部品（弁、フレア等継ぎ手類）に関する知識 など
運転・診断	✓ 運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理	✓ システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順 ✓ 加圧漏えい試験・真空検査 ✓ ろう付け作業 ✓ 漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿 ✓ 回収装置、回収容器の取扱・運転手順 ✓ 冷媒充てん作業 ✓ 安全で効率的な冷媒回収作業 など
漏えい予防保全 (漏らさない技術)	✓ 点検・整備（故障の診断、原因、漏えい防止方法） ✓ 交換部品（耐用年数、設置環境） ✓ 漏えい防止の予知診断技術 ✓ 稼働時漏えい防止ノウハウ ✓ 漏えい事例
冷媒設備に係る法規	✓ 高圧ガス保安法 ✓ フロン排出抑制法 ✓ その他関係法令
フロン類による地球環境問題 (必須ではないが望ましい)	✓ オゾン層破壊問題 ✓ 地球温暖化問題 ✓ 回収・再利用の重要性

上記の知識を持ち、フロン類の専門点検・定期点検に関して十分な知見を有する者に当たる者としては、具体的には、以下のA～Cが考えられる。

なお、現時点で以下のA～Cのいずれにも該当しない場合は、上記の知見の習得と並行して、改正法施行後1年程度でA～Cに該当するように対応することが推奨される。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

冷媒フロン類取扱技術者は、第一種と第二種が存在し、第一種は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が、第二種は、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が認定する民間の資格で、フロン排出抑制法の施行に合わせ、設置された資格である。

B. 一定の資格等を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者
一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

また、定期点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表2-2に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、その適正性は、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、確認される。

C. 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の整備や点検に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し、違反したことがない技術者を指す。

また、定期点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表2に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、その適正性は、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、確認される。

なお、上記のA～Cの資格を有すること等をもって、第一種特定製品へのフロン類の充填が出来るわけではなく、必ず都道府県への登録が必要であることに留意されたい。